

議案第6号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の設置に  
関する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の設置に関する条例  
を次のとおり制定する。

平成20年 3 月28日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 目 片 信

## 滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の設置に関する条例

### (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、後期高齢者医療の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

### (歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、国庫支出金、県支出金、市町支出金その他の収入をもってその歳入とし、保険給付費、保健事業費その他の支出をもってその歳出とする。

### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。